

豊能九条の会 会則

- 第1条 この会は、「豊能九条の会」という。
- 第2条 この会は、事務局を豊能郡豊能町光風台6-10-9に置く。
- 第3条 この会は、日本と世界の平和な未来のために、九条を持つ日本国憲法を守るという一点で手をつなぎ、「改憲」のくわだてをはばむことと、豊能町においても、日本国憲法に掲げる恒久平和の原則を町民生活の中に生かし、継承させていくことを目的とする。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
日本国憲法の学習および啓発活動
署名活動
会員の交流を図る活動
その他目的を達成するために必要な活動
- 第5条 この会の会員は、会の目的に賛同して入会した個人とする。
- 第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- 第7条 この会に次の役員を置く。
世話人 20名以内
- 第8条 役員は、総会において会員の中から選出する。
世話人の中から互選によって 代表世話人 1名 会計 1名 事務局長 1名
を選出する。
- 第9条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 第10条 総会は、この会の最高の意思決定機関であって、会員をもって構成する。
- 第11条 総会は、年1回5月に開催し、代表世話人が召集する。
- 第12条 総会は、以下の事項について議決する。
会則の変更
解散
合併
活動報告および収支決算の承認
役員を選任および解任
会員の会費に関する事項
その他世話人会において重要であると認め付議された事項
- 第13条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 第14条 世話人会は、世話人で構成し、総会の決議事項その他の会務の執行を行う。
- 第15条 この会は、以下の資産で運営する。
会費
寄付金
その他の収入
- 第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則

- この会則は、この会の設立の日（2005年6月18日）から施行する。
この会の会費は、年1口1000円以上とする。